

水産試験場・魚病指導総合センター
長寿命化計画
(個別施設計画)

令和2年3月
滋賀県農政水産部水産課

施設の概要

基準日:令和元年8月時点

基本情報					
施設名称 (愛称)	水産試験場(本場)・魚病指導総合センター				
HPアドレス	http://www.pref.shiga.lg.jp/suisan-s/		 	水産試験場本館	
電話番号	0749-28-1611				
所在地	彦根市八坂町2138-3				
設置目的	琵琶湖の水産資源の増養殖技術や漁場環境の保全技術を開発するとともに、魚類防疫を推進するための施設				
所管	部局	農政水産部			
	課等	水産課			
設置年月	水試本場:昭和46年6月 魚病セン:昭和56月8月		魚病指導総合センター		
土地	敷地面積	27,034.76㎡	避難所指定等	指定なし	
	市街化区域	市街化調整区域	防災拠点指定等	指定なし	
	用途地域	—	文化財指定	指定なし	
建物	延床面積	6,941.71㎡	再生エネルギー等	なし	
	取得価額	337,253,400円	自家発電設備	有	
運営	運営方法	直営	バリアフリー	障害者用エレベーター	無
	運営時間	8:30~17:15		多目的トイレ	有
	休館日	土日、祝日、年末年始		オストメイト対応トイレ	無
駐車台数	36台		車いす使用者用駐車場	1台	
特記事項					

施設概要						
名称	主体構造	設置年	延床面積	階数	耐震	備考
水産試験場(本館)	鉄筋コンクリート造	S46.6	2820.77㎡	2	旧耐震	建物更新時に耐震化予定。
魚病指導総合センター	鉄骨造	S56.8	650.15㎡	1	新耐震	
バイテク実験棟	鉄骨造	S62.3	374㎡	1	新耐震	
第二飼育実験棟	鉄骨造	H3.3	768㎡	1	新耐震	
研究資材倉庫	鉄骨造	H3.12	300㎡	1	新耐震	

成果情報					
	H28	H29	H30	3カ年平均	備考
利用可能日数(単位:日)	243	244	244	243.7	
年間利用人数(単位:人)	141	235	188	188.0	
1日あたり利用人数(単位:人/日)	0.6	1.0	0.8	0.8	
年間収入(単位:円)	4,793,177	4,679,134	4,919,181	4,797,164.0	
1日あたり収入(単位:円/日)	19,725	19,177	20,161	19,687.5	

コスト情報					
	H28	H29	H30	3カ年平均	備考
収入(単位:円)	4,793,177	4,679,134	4,919,181	4,797,164.0	
使用料	170,229	167,871	180,317	172,805.7	
諸収入	192,948	489,263	315,864	332,691.7	
受託金	4,430,000	4,022,000	4,423,000	4,291,666.7	
支出(単位:円)	72,571,476	68,518,190	75,647,415	72,245,693.7	
試験研究調査費(令達含)	41,736,860	42,161,624	33,343,399	39,080,627.7	
運営費	30,834,616	26,356,566	42,304,016	33,165,066.0	
収支(単位:円)	-67,778,299	-63,839,056	-70,728,234	-67,448,529.7	
資産老朽化比率(※)	92.1%	94.0%	95.9%		

※減価償却累計額(建物)÷(有形固定資産合計(建物)+減価償却累計額(建物))

<p>1. 策定の趣旨</p>
<p>本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)および滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(平成28年3月、以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として策定するものです。</p>
<p>2. 対象施設</p>
<p>水産試験場(本場)および魚病指導総合センター 滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「1. 庁舎等」にかかる建築物およびその付帯施設</p>
<p>3. 計画期間</p>
<p>定期点検サイクル等を考慮の上、可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るため、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。</p>
<p>4. 個別施設の状態等</p>
<p>(1)施設の劣化・損傷の状況や要因等</p> <p>現在の水産試験場本場は、昭和46年(1971年)に本館、昭和56年(1981年)に魚病指導総合センター、昭和61年(1986年)にバイテク実験棟、平成3年には第二飼育実験棟と研究資材倉庫がそれぞれ建設された。本館は令和元年現在、建築後48年が経過し、外壁、内壁のひび割れ、シロアリ被害、防水シートの腐食による雨漏りなどが生じており、老朽化が著しい。他の施設についても老朽化が進行しており、修繕により機能維持を図ってきた。</p> <p>一方、水産試験場は本県水産業の振興を図るための唯一の研究機関であり、琵琶湖固有魚介類の増養殖や漁場環境を保全するための技術開発などを本県でしかできない研究を行っている。水産業振興を技術的に支援するための試験研究機関として、今後もその役割の維持が必要である。</p>
<p>(2)点検・診断の実施方針</p> <p>「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき毎年点検を行うほか、建築基準法第12条第2項および第4項による定期点検、その他建築設備の法定点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の緊急度を把握する。</p> <p>また、建築物の老朽化の進行や安全性に影響を及ぼす恐れのある設備についても、併せて劣化状況や修繕の緊急度を把握する。</p> <p>さらに、長寿命化対象施設である第二飼育実験棟は、技術職員による各部位の点検調査結果に基づき、予防保全対象部位[※]の修繕や更新の必要性、緊急性等を踏まえた長寿命化対策の必要性を見極め、長寿命化に必要な工事内容や時期を「長期保全計画」として取りまとめている。</p> <p>なお、長期保全計画については、上記の内容を踏まえ、必要な時期に適切に見直しを行うものとする。</p> <p><small>※予防保全対象部位・・・「滋賀県長寿命化ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、長寿命化施設において予防保全工事の実施対象としている部位</small></p>
<p>(3)その他、対策を実施する際に考慮すべき事項</p>
<p></p>
<p>5. 対策の優先順位の考え方</p>
<p>(1)目標使用年数</p> <p>長寿命化対象施設については、ガイドラインに基づき目標使用年数を65年とする。その他の施設についても、適時適切な改修等により、法定耐用年数を超えて使用することを目標とする。</p>
<p>(2)当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方</p> <p>当施設は、アユ・ニゴロブナ等の資源量評価、セタジミ等の種苗生産、魚病細菌の検査など、水産業の振興に欠かせない技術を保有しており、他に代替性のある施設はない。この役割は、本館、飼育実験施設、分析施設、港湾施設等が一体となって発揮されるものであることから、機能を維持するためには全体的な整備を行う必要がある。</p> <p>したがって、対策の実施にあたっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等をもとに緊急性の高い施設を優先して、財政負担の平準化等も考慮しながら計画的に行うものとする。</p>

6. 対策内容と実施時期

(1) 基本的な方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

(2) 取組方針

① 点検・診断等

- ・劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。
- ・また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等への反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。
- ・長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期保全計画を作成する。

② 安全確保

- ・公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
- ・老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。

③ 耐震化

- ・建物更新時に耐震化を図る。

④ 施設総量の適正化

- ・水産試験場は「滋賀県県有施設更新・改修方針（平成28年3月）」において、「機能を維持する必要がある、更新に向けた施設機能や規模等の検討を行う。」とされている。施設の更新に当たっては、今後の水産業の情勢や当試験場に対する研究ニーズを踏まえ、必要な機能を維持しつつ、効率的な利用および維持管理をするための「施設評価」を実施し、その結果に基づき、必要な対策を継続的に実施する。

⑤ 長寿命化

- ・長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設（第2飼育実験棟）の「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
- ・「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

⑥ 維持管理・修繕・更新等

- ・施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。
- ・施設の更新（建替・改修）については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本として適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

7. 対策費用

(1)長寿命化対策

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
水産試験場 (第二飼育実験棟)					0.1		22.7		0.9			23.7
合計	0	0	0	0	0.1	0	22.7	0	0.9	0	23.7	

主な対策

※第二飼育実験棟の対策の詳細については、「水産試験場第二飼育実験棟長期保全計画」において記載。

(2)大規模改修

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
水産試験場本館・魚病指導総合センター等					5	8	35	1,071	73			1,192
合計	0	0	0	0	5	8	35	1,071	73	0	1,192	

主な対策

本館、魚病指導総合センター、その他の飼育実験施設を一括して建替え、機能の集約および向上

(3)その他の改修 等

(単位:百万円)

施設名	年次計画										計	
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
												0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

主な対策

※対策費用については随時見直しを行う。

※この計画により予算が確定されるものではない。

8. 更新履歴

更新年月	更新した内容